

令和 8 年 第 4 回  
箕面市教育委員会定例会  
議案書

議案第 4 4 号 箕面市いじめ防止基本方針改定の件・・・・・・・・・・ 2

# 箕面市いじめ防止基本方針

箕面市・箕面市教育委員会  
令和8年【2026年】4月

I	箕面市いじめ防止基本方針について	1
II	いじめに関する基本的な考え方	2
1	いじめの定義	2
2	いじめの解消	3
	(1)いじめに係る行為が止んでいること	4
	(2)被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと	4
3	いじめの防止等の対策に関する基本認識	4
III	いじめの防止等のために市と教育委員会が実施すること	5
1	いじめの防止等の対策のための組織の設置	5
	(1)「箕面市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	5
	(2)「箕面市いじめ等調整委員会」の設置	5
	(3)「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」の設置	5
	(4)「箕面市いじめ重大事態再調査委員会」の設置	6
	(5)市のいじめ相談窓口	6
2	いじめの未然防止	6
3	いじめの早期発見	7
4	いじめの早期対応	8
IV	いじめの防止等のために学校が実施すること	9
1	「学校いじめ防止基本方針」の策定	10
2	関係機関との連携	12
3	いじめ認知時の対応	12
4	いじめに取り組む体制の整備	12
5	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	13
6	教職員の研修の充実	13
V	重大事態への対処	13
1	学校又は教育委員会による調査	14
	(1)重大事態の発生と調査	14
	(2)重大事態の報告	14
	(3)調査の主体	14
	(4)調査を行う組織	15
	(5)事実関係を明確にするための調査の実施	15
	(6)被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明	16
	(7)被害児童生徒が死亡した時の対応	16
2	調査結果の報告及び提供	16
3	重大事態調査結果報告書の公表	17
	(1)調査結果報告書を公表する趣旨	17
	(2)公表の可否に関する判断	17
	(3)公表の仕方・期間	17
4	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18
5	人権政策課子ども・いじめ相談係が重大事態を認知した場合の対応	18

## I 箕面市いじめ防止基本方針について

本市では、すべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるために、平成11年(1999年)10月、「箕面市子ども条例」を制定した。その前文では、「子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公德心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさを持って接することが大切です。箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。」と記されている。

平成25年に「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が施行され、法第12条に「当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。」とあることから、平成26年3月に箕面市いじめ防止基本方針を制定した。その後、「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」の策定に伴い、計2回「箕面市いじめ防止基本方針」の改定を行ってきた。しかしながら、令和元年度、令和2年度に市内小中学校においていじめ重大事態が頻発し、箕面市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関である「箕面市いじめ等調整委員会」や「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」からの提言を受け、3回目の「箕面市いじめ防止基本方針」の改定を行った。

令和6年4月に「箕面市いじめ問題対策連絡協議会条例」を一部改正したこと等を受け、4回目の改定を行い、令和8年4月の機構改革を受け、一部表記を改定を行うこととした。

### 【3回目の改定のポイント】

- ①法による「いじめ」の定義は、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」となっているが、心身の苦痛を感じていると訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。(令和3年8月の「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」から

の提言に含まれている。)

- ②「いじめの防止等のために市と教育委員会が実施すること」の内容を見直し、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例(令和元年箕面市条例第29号。以下「条例」という。)により設置した箕面市教育委員会の附属機関等を明記した。
- ③いじめ事案発生後のみならず、法第22条の規定を踏まえ、学校におけるいじめの防止等の対策のための常設組織として「校内いじめ対策委員会」を位置づけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について常に確認することを明記した。(「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」からの提言に含まれている。)

#### 【4回目の改定のポイント】

- ①教育委員会が主体として行う重大事態に係る事実調査について、第三者性の確保という観点から「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」に一本化した。
- ②『Ⅲ いじめの防止等のために市と教育委員会が実施すること』に、市長部局の相談窓口である「いじめ相談・解決室」が実施することを明記した。

#### 【5回目の改定のポイント】

機構改革による課室名の変更に伴い、一部表記を改訂した。

## Ⅱ いじめに関する基本的な考え方

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、あらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめへの取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組みを進める。とりわけ、「いじめを許さない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが必要である。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で

あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

また、障害特性を有する児童生徒や自身の思いを表現することが苦手な児童生徒は、法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

なお、好意から行った行為が、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、法第22条を踏まえて設置される「校内いじめ対策委員会」で情報共有するものとする。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所でいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の心身の苦痛の有無に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 2 いじめの解消

いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間の確認が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校に設置している「校内いじめ対策委員会」の判断により、より長期間の確認を設定するものとする。学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、当該期間が経過した段階でいじめ行為が止んでいるかどうかの判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、面談や保護者連絡等を通じて、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「校内いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。また、進級する際や小学校から中学校へ進学する際には、いじめ事案内容については、確実に引き継ぐ。

## 3 いじめの防止等の対策に関する基本認識

いじめには様々な特質があるが、箕面市、教育委員会及び学校は、以下の点をいじめに対する基本的な認識とし、取り組むものとする。

- ・いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。

- いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### Ⅲ いじめの防止等のために市と教育委員会が実施すること

#### 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

##### (1)「箕面市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

箕面市立学校、教育委員会その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体により構成される箕面市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。箕面市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進、必要な事項の協議、関係機関との連絡調整を図る(条例第2条)。

- 教育委員会の代表者
- 箕面市立小学校の代表者
- 箕面市立中学校の代表者
- 箕面補導地区少年補導協助手連絡会の代表者
- 箕面市民生委員児童委員協議会の代表者
- 箕面地区人権擁護委員連絡会の代表者
- 箕面市PTA連絡協議会の代表者
- 大阪法務局人権擁護部の代表者
- 大阪府箕面子ども家庭センターの代表者
- 大阪府箕面警察署の代表者

##### (2)「箕面市いじめ等調整委員会」の設置

教育委員会の附属機関として、箕面市いじめ等調整委員会を設置する。法律、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者により構成し、第三者機関として教育委員会の求めに応じて、いじめ問題等の教育に関わる諸問題等の助言、いじめ重大事態の学校調査の結果及び措置に対して意見を述べる。(条例第5条～第8条)

##### (3)「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」の設置

教育委員会の附属機関として、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会を設置する。法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識又は

経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者により構成し、第三者機関として教育委員会の諮問に応じて、いじめ重大事態に係る事実関係について調査審議を行い、答申を行う。(条例第9条～第12条)

(4)「箕面市いじめ重大事態再調査委員会」の設置

市長の附属機関として、箕面市いじめ重大事態再調査委員会を設置する。いじめ重大事態に係る市長の諮問に応じて、上記(3)の結果について調査審議し、答申を行う。(条例第13条～第15条)

(5)市のいじめ相談窓口

いじめは、重大な人権侵害であるため、学校、教育委員会とは別に、いじめに対応する組織(第三者的な立場でいじめ相談に対応する組織)として、市である人権文化部に人権政策課子ども・いじめ相談係を設置している。必要に応じて、相談支援専門員(弁護士)の助言を受けながら、いじめ相談支援員(有資格者)等が相談対応に当たる。

2 いじめの未然防止

(1)いじめの防止等に向け、関係機関、学校、家庭、地域間の連携が適切に行われるよう、必要な連絡調整を行う。

(2)保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえ、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者、家庭への支援に努める。

(3)児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努めるよう学校を指導する。

(4)家庭や地域と連携した取組みを推進し、自ら正しく判断し、責任を持って行動する力や規範意識を育成する。

(5)児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援する。

(6)児童生徒及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発やその他必要な措置を講ずる。

(7)発信された情報が急速に拡散することや発信者の匿名性等、SNS やオンラインゲーム等のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、児童生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう啓発する。

(8)学校が行う以下のいじめの防止等の取組みの点検・充実に努める。

- ①箕面子どもステップアップ調査における定期的なアンケートや個人面談等により、学校が把握したいじめに関する情報について、教育委員会は定期的に報告を受けるとともに、その取組みを点検し、実態把握に努める。
- ②学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ③学校の教職員、教育委員会の事務局職員及び児童生徒の保護者が、児童生徒からいじめに係る相談を受け、いじめの疑いがあると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校への通報等の適切な措置をとるよう啓発する。

### 3 いじめの早期発見

(1)いじめへの組織的な取組みを推進するとともに、教職員のいじめに気付く力を高めるために、教育委員会は学校に対する指導助言を行うとともに、研修を実施する。また、学校、教育委員会は、児童生徒及び保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

(2)教育委員会は、学校がいじめを発見した場合には、「校内いじめ対策委員会」で共有するとともに、速やかに教育委員会に報告する体制の徹底を図る。

(3)教育委員会は、学校と連携して児童生徒・保護者に相談窓口の周知を図る。教職員が児童生徒からの相談に応じる従前からの対応のほか、電話、メール、学習支援ソフト tomoLinks の相談機能（以下「tomoLinks」という。）等、複数の効果的な相談手段を整備のうえ周知して、児童生徒が自ら相談しやすい環境をつくる。

(4)人権政策課子ども・いじめ相談係は、関係機関等に対し、学校・教育委員会以外にも相談窓口があることの周知を図る。電話、メール、手紙、tomoLinks 等、複数の効果的な相談手段を整備のうえ周知して、児童生徒・保護者が相談しやすい環境をつくる。

(5)教育委員会、人権政策課子ども・いじめ相談係は、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる等、その他必要な措置を講じる。

#### 4 いじめの早期対応

(1)教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指導し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(2)教育委員会は、いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、関係児童生徒(周囲にいた児童生徒等)から情報収集し、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずることを学校に指示する。支援とは具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。教育委員会は、学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを予め周知しておく。さらに、教育委員会として、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(3)いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。教育委員会は、これらについては、学校での適切な指導・支援や被害児童生徒の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとることが必要であることを学校に指導する。

(4)教育委員会は、被害児童生徒と加害児童生徒が、同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(5)教育委員会は、学校からの報告を受け、必要に応じて、加害児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒

の出席停止を命ずる等、被害児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。加害児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、加害児童生徒の立ち直りを支援する。また、教育委員会は、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(6)人権政策課子ども・いじめ相談係は、いじめ相談支援員等により速やかに通報者又は被害児童生徒に面談して相談内容を聴取するとともに事実確認を行う。第三者性を維持しつつ、学校・教育委員会と必要に応じた連携を行い、いじめの早期解消を図る。また、学校・教育委員会の機能を補助・補完しつつ、他の機関と連携して対応する。

(7)いじめの被害を受けた児童生徒の保護者が法的相談や学校・相手方との交渉に当たり弁護士を依頼する場合は、いじめの早期解消のため、その弁護士費用を補助する制度を当該保護者に案内する。(補助金担当は人権政策課子ども・いじめ相談係)

#### IV いじめの防止等のために学校が実施すること

いじめへの取組みにあたって、学校は、法第13条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、日々未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合には、迅速に事案の解明に的確に取り組む、誠実な対応に努め、早期対応、早期解決のため、いじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に講じなければならない。さらに、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行するものとする。そのために、法第22条の規定を踏まえて、学校の複数の教職員を中心に構成されるいじめの防止等のための組織である「校内いじめ対策委員会」を常設して、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を推進する。また、いじめ事案発生時のみならず、「校内いじめ対策委員会」を常設組織として位置づけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について常に確認する。学校がいじめ事案を認知した際は、「いじめ事案情報共有シート」に現時点で把握している事案概要、「校内いじめ対策委員会」で協議し、立てた方針について記載し、速やかに教育委員会に提出する。

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、国等の基本方針、箕面市いじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等の取組みに関する基本的な方向、取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、学校のホームページで公開する。

### (1) いじめに関する基本的な考え方

「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの早期対応」を主な項目として「学校がどのような児童生徒を育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」、「関係機関とどう連携するのか」等を示す。また、心身の苦痛を感じていると訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うことを明記する。

具体的には、次のような内容が考えられる。

#### ① 「学校いじめ防止基本方針」の周知

入学説明会、入学時、年度始め等には、いじめに対する学校いじめ防止基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

### (2) いじめの未然防止

全教職員が共通して「いじめが起こらない学級・学校づくり」等の方策に取り組むことを明記すること。

#### ① 児童生徒や学級を見立てることについて

- a 教職員がどのように児童生徒や学級の変化に気付くか
- b 児童生徒や学級の実態をどのように把握するか
- c 学校の相談窓口(スクールカウンセラー、養護教諭等)をどのように周知するか

#### ② 「互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり」、「豊かな心を育むための人権教育」について

以下の項目といじめ防止に関する基本的な考え方を「学校いじめ防止基本方針」に明記すること。

- a 人権教育(集団づくり)
- b 道徳教育
- c 体験学習
- d 特別活動

#### ③ 保護者や地域の方への働きかけについて

### (3)いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、「いじめが起きているのではないか」と思ったら、冷やかしかからかいで済ますことなく、迷うことなく、「校内いじめ対策委員会」に報告し、個人面談や情報収集を行う。

- ①表情が暗い、感情に波がある、学習意欲が急に下がる、不登校傾向や登校しぶり、リストカット等の自傷行為をするなどの様子が見られるときは、原因にいじめが含まれていないかをすぐに調査する。
- ②箕面子どもステップアップ調査における定期的なアンケートや、いじめ実態把握アンケート、個人面談等により実態把握に努める。
- ③府教育委員会作成の「いじめ防止プログラム」を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組みを充実する。
- ④学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ⑤より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (4)いじめの早期対応

いじめを発見、または通報を受けた場合は、校長は直ちに「校内いじめ対策委員会」を開催し、教職員が役割分担し、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒、加害児童生徒に対して複数の教職員で事情を確認する。具体的に、「いつ頃から」、「誰から行われ」、「どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情」、「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校、教職員がどのように対応したか」などの客観的な事実関係を速やかに調査するために、聞き取る内容や、聞き取る順番を校内いじめ対策委員会で方針を立てたうえで、適切に指導する等、組織的な対応を行う。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。特に、被害児童生徒については、スクールカウンセラー等と連携して、心理面でのサポートを行う。児童生徒が連続して欠席した場合、教職員は3日を目安に校長等へ報告を行い、7日以上連続して欠席した場合は、学校が教育委員会へ報告を行う。

このため、学校として、学校いじめ防止基本方針において、いじめの情報共有の手順及び内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく。また、教職員は平素から、いじめを発見、または通報を受けた場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校として組織的な対応を行う。

#### (5) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて専門家の助言を得ながら最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努め、未然防止には、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組みを行う。

また、早期発見には、SNS 等を見たときの表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている児童生徒が発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、いじめ内容を迅速に把握し、書き込み内容・画像等の記録を残すと同時に、書き込み内容・画像の削除等、これ以上の拡散を防ぐ等の迅速な対応を図る。また、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

### 2 関係機関との連携

(1) いじめの問題への対応において、教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察、子ども家庭センター、医療機関等)からの適切な支援が必要であり、そのためには平素から関係機関との連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(2) 学校は、tomoLinks によりいじめに関する通報があった場合で、相談先に「市役所のいじめ相談員」が指定されたときは、直ちに人権政策課子ども・いじめ相談係に連絡し、同課による面談等の対応に協力する。

### 3 いじめ認知時の対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、加害児童生徒、周囲で見ていた児童生徒に適切な指導を行う。あわせて、ただちに「校内いじめ対策委員会」に報告し、学校として組織的に対応する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「校内いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る。

### 4 いじめに取り組む体制の整備

いじめへの取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下に「いじめを絶対に許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組みを行う。学校においては、いじめへの組織的な取組みを推進するため、いじめに特化した「校内いじめ対策委員会」を常設組織として設置し、「校内いじめ対策委員会」を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、学校が定

期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組みを展開する。

(1)「校内いじめ対策委員会」は、校長、副校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどをメンバーとして設置するとともに、その役割や配置について、児童生徒・保護者に周知する。なお、メンバーは学校規模や実態等に応じて柔軟に対応することは可能とするが、学校だけでなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを必ずメンバーに入れるものとする。

(2)「校内いじめ対策委員会」は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

## 5 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、「校内いじめ対策委員会」に必ず報告し、組織としていじめの疑いの有無を判断し、今後の対応方針を検討する。決して、教職員が独断でいじめの疑いの有無を判断しない。児童生徒に事情を確認する際には、複数の教職員で対応し、日付と記録者名を必ず記載した聞き取り記録を残すものとする。また、対応終了後、二次被害や再発の防止も含めた指導方針を立て、組織的に取り組む。

## 6 教職員の研修の充実

学校においては、全ての教職員に対し、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施し、いじめについて共通理解を図る。また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。さらに、初任者等の経験の少ない教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮するものとする。

## V 重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、調査のための様々な対応を迅速に行う必要がある。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配

布や緊急保護者会の開催を実施する。事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努めること。

## 1 学校又は教育委員会による調査

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 調査を要する重大事態の例

a 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

b 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※不登校の定義(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

『不登校』とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)ことをいう。」

c その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、直ちに、市長へ発生の報告を行う。

### (3) 調査の主体

① 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

② 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。

a 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合

b 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

#### (4) 調査を行う組織

- ①教育委員会が主体となって調査を行う場合は、教育委員会の附属機関である「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」において調査を行うこととする。
- ②学校が主体となって調査を行う場合は、常設の「校内いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。学校が主体となって調査を行う場合でも、教育委員会は学校に対して必要な指導や人的配置なども含めた適切な支援を行う。
- ③いじめの重大事態であると判断する前の段階で、法第23条第2項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、同項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」を立ち上げた調査を行わない場合がある。

#### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ①重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
  - ・いつ頃から
  - ・誰から行われ
  - ・どのような態様であったか
  - ・いじめを生んだ背景事情
  - ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
  - ・学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ②被害児童生徒からの聞き取りが可能な場合
  - ・被害児童生徒から十分に聞き取る。
  - ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に二次被害が及ばないように留意する。
  - ・加害児童生徒に対しては、調査による事実関係を確認するとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
  - ・被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

- ・これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が、積極的に指導・支援し、関係機関と適切に連携するなど、対応にあたる。

③被害児童生徒からの聞き取りが不可能な場合(被害児童生徒が入院又は死亡した場合)

- ・被害児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

(6)被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明

いじめ重大事態として調査を実施する前に、以下について被害児童生徒と保護者及び加害児童生徒と保護者に説明を行う。

- ・調査の目的、目標
- ・調査主体
- ・調査時期、期間
- ・調査事項
- ・調査方法
- ・調査結果の提供

(7)被害児童生徒が死亡した時の対応

その後の自殺防止に資する観点等から「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(文部科学省)に基づいて、いじめにかかわらず調査を行う。

その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

2 調査結果の報告及び提供

学校又は教育委員会は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあ

ってはならない。

- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、被害児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

調査主体が学校である場合は、調査が終了次第、速やかに教育委員会に調査結果を報告する。

### 3 重大事態調査結果報告書の公表

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 令和6年8月改訂版)(以下「ガイドライン」という。)には、いじめ重大事態に関する調査結果を特段の支障がなければ公表することが望ましいとある。市と教育委員会は、このガイドラインに沿って公表を行う。

#### (1) 調査結果報告書を公表する趣旨

- ①いじめ重大事態への学校及び教育委員会の対応が適切であったかどうかについて、広く市民に確認してもらうこと。
- ②教育委員会が学校に適切ないじめ対応を継続的に行うよう促すこと。
- ③調査の結果、明らかになったいじめの背景等について広く市民に知ってもらうこと。
- ④市民のいじめに対する理解を深めるとともに、市全体でより適切ないじめ対応を促進すること。
- ⑤同種の事案の再発防止を図ること。

#### (2) 公表の可否に関する判断

教育委員会は、上述の通り、いじめ重大事態に関する調査結果を原則、公表することとするが、ガイドラインに基づき、以下の事項を総合的に勘案し、公表するべきでないとは判断する場合もある。

- ①事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向
- ②公表した場合の児童生徒への影響等

#### (3) 公表の仕方・期間

公表の方法については、迅速に、かつ広く市民に周知ができることから、箕面市役所のホームページ内で公表することとする。公表期間については、およそ2年間とし、再発防止のための取組みの一環として、いじめの実態や、これに対する対処を広く市民と共有するという公表の目的と、公表

期間が長期に及び、被害児童生徒の個人的な経験が広く知られる状態が続くことによる弊害とを考慮し、教育委員会が設定する。

#### 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1)教育委員会は、市長へ調査結果を報告する。

(2)重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。

(3)被害児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を箕面市いじめ重大事態再調査委員会が説明する。

#### 5 人権政策課子ども・いじめ相談係が重大事態を認知した場合の対応

人権政策課子ども・いじめ相談係が相談を受けた事案が重大事態であった場合は、重大事態への対処を規定した法第五章の規定に基づき教育委員会又は学校が対応することができるよう、人権政策課子ども・いじめ相談係は、法第23条第1項の規定により速やかに学校に通報し、教育委員会及び学校と協力して事案の対応に当たる。

#### 【 箕面市いじめ防止基本方針 策定経過 】

平成26年(2014年)	3月	策定
平成28年(2016年)	5月	一部改定
平成29年(2017年)	6月	一部改定
令和3年(2021年)	11月	一部改定
令和7年(2025年)	2月	一部改定
令和7年(2025年)	9月	一部改定